

平成 26 年 7 月

上級教育カウンセラー各位

NPO 日本教育カウンセラー協会  
会 長 國分 康孝

### 「ガイダンスカウンセラー」についての説明とご協力の要請

拝啓 みなさまお元気ですか。

おかげさまで 2011 年から始まったガイダンスカウンセラーの認定が今年で 3000 名を越えました。教育カウンセラーからも 900 名近い認定者を出しています。2012 年から一般試験（試験Ⅰ）が始まりましたが、上級教育カウンセラーは書類審査のみによる申請が可能です（資格申請試験Ⅱ・旧称経過措置申請）。このたびは、まだガイダンスカウンセラーを取得されていない上級教育カウンセラーのかたに、ガイダンスカウンセラーの申請についてお声がけさせていただきます。

以下に「なぜ声かけか」を説明し、結論として「何をお願いしたいのか」を述べようと思います。

周知のごとく、私たち JECA は「臨床心理士だけがスクールカウンセラーか」と設立以来各方面に訴え続けてきました。この趣旨に賛同する「スクールカウンセラーに準ずる者」に分類されている集団が昨年結束して、「スクールカウンセリング推進協議会（SC 協と略します）」という連合体をつくりました。教育カウンセラーをはじめとする 6 つの資格にかかわっている 9 の学会・団体が構成メンバーです。そこでの議論の結果、現在ある各資格はそのままにして、それらの上位概念としての資格名「ガイダンスカウンセラー」を使用して、各団体が連合して活動していくことになりました。

活動の中身は 2 つです。

一つは、現行制度の「スクールカウンセラーに準ずる者」を削除し、差別を撤廃すること。もう一つは、学校に常駐するスクールカウンセリング担当者としてガイダンスカウンセラーを充てること。この二つの案を実現するために、国会や行政に働きかけを今盛んに行っているところです。

そこで、標記のお願いをすることになったわけです。

ここでご了承いただきたいのは、この資格が現時点でスクールカウンセラー等への就労を保障するものではないということです。しかし、私たち SC 協の意図は、前記 2 案を実現するために、できるだけ沢山のガイダンスカウンセラーを擁して活動を展開し、全国で成果をあげたいのです。2 案が実現することが日本の教育の向上に役立つと信じるからです。就労を保障するものではありませんが、退職組も現役組も起用できる資格にしたいと思っています。

要項をご参照の上、申請をいただければ幸いです。

なおすでにガイダンスカウンセラー資格を取得されている方に本状が届いている場合もございます。その際は、再び申請していただく必要はございません。

よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

## キーワードの解説

### 〈ガイダンスカウンセリング〉

スクールカウンセリングと同義。にもかかわらず「ガイダンスカウンセリング」と称する理由は、臨床心理士主流のスクールカウンセリングと識別したいからである。

アメリカのガイダンスワーカー（日本の生徒指導主事、心理指導主事に相当）がスクールカウンセラーになった。そして、このスクールカウンセラーは心理士（サイコロジスト）ではなく、教育の専門家（professional educator）とのアイデンティティを有している。

日本のガイダンスカウンセラーも教育の専門家（子どもが発達課題に取り組み成長することを援助するカウンセラーの意）である。

### 〈ガイダンスカウンセラー〉

子どもの学校生活の質を高めることを援助する専門家。

ガイダンスカウンセラーは、個室での面接（従来の教育相談）だけではなく、教室や体育館や合宿施設などに出向いて各種プログラムを展開するので、「授業型カウンセリング」の指導者ともいわれる。

また、教職員や保護者の研修（例、サポートグループ）、学校の風土づくりも仕事の範囲になっている。

それゆえ、臨床心理学志向のスクールカウンセラーに比して、すべての子どもを対象に、グループ活動（例、学級活動）を介して、予防・開発的なプログラムを展開する能力に秀でている。すなわち、ガイダンスカウンセラーは教職経験のある教育的なカウンセラー（心理療法家ではないの意）である。

### 〈スクールカウンセリング推進協議会〉

JECA 理事会では、文部科学省等との長年の折衝を通して、「個々で交渉するより、志を同じくする団体がまとまって窓口を一つにしたほうが、目標（「準」の削除、SC の常駐化）の達成には効果的である」と判断し、各団体に相談したところ、「緩やかな連合体（各団体・資格の個性と歴史を尊重するの意）」をつくることで合意が得られた（2009年5月）。その後、加盟10団体が会合を重ね、文科省の意向も確認しつつ「ガイダンスカウンセラー」を10団体共通の資格名にすることとした。この合意に基づき、会則、審査規程および移行措置等を整備した（2010年10月）。

スクールカウンセリング推進協議会でなく、ガイダンスカウンセリング推進協議会ではないかとの意見もある。しかし、事のおこりは臨床心理学偏向のスクールカウンセリングを是正したい、日本のスクールカウンセリングを現場の役に立つものにしたいたいという志にある。ガイダンスカウンセリングの提唱はそのための方法である。こういうわけで、協議会の説明書を私どもの志を示すために使いたい。

なお、この協議会の代表は國分康孝 JECA 会長、事務局は JECA 内においている。

**設 立** 平成 21 年 5 月 25 日

**趣 旨** 学校教育に役立つ「子どもたちが発達課題に取り組み成長することを援助するスクールカウンセリング」を有効に機能させるために参加団体が協力する。発達課題とは、子どもたちの①学業、②人格形成・社会性、③進路、④健康面の発達を指す。これらに対して、すでに発生した問題に対する個別面接だけでなく、予防・開発的に、教室での集団指導や学校組織でのチーム対応、教師へのコンサルテーションなど多様な方法を用いて、学校教育の充実に資することをめざす。

**加盟団体**：学会連合資格学校心理士認定運営機構（理事長：塩見邦雄）・日本学校心理士会（会長：石隈利紀）

日本学校教育相談学会（会長：嶋崎政男）

日本カウンセリング学会（理事長：山口正二）

日本キャリア教育学会（会長：三川俊樹）

NPO 日本教育カウンセラー協会（会長：國分康孝）・日本教育カウンセリング学会（理事長：河村茂雄）

一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構（代表理事：秦野悦子）・日本臨床発達心理士会（幹事長：荘巖舜哉）

# ガイダンスカウンセラー資格申請のご案内

NPO 日本教育カウンセラー協会

総務委員長 岸 俊彦

上級教育カウンセラー資格取得者各位におかれましては、この機会にぜひガイダンスカウンセラーの認定積極的にチャレンジされることを期待いたします。

## 対 象

上級教育カウンセラー資格を有する方（すでにガイダンスカウンセラー資格を取得済みの方は今回申請していただく必要はありません）

## 申請方法

ガイダンスカウンセラー申請書に必要事項を記入し、下記宛に郵送してください。できるだけ、簡易書留、宅配便（メール便不可）等でお送りください。申請書は「JFCA スクールカウンセリング推進協議会」のホームページ（<http://jgca.info/>）からダウンロードしてください。

## 申請期間

現在～2014年9月15日（当日消印可）

## 申請費用

審査料：10,000円（同封振替用紙にてご入金ください）

登録料：10,000円（今回に限り無料とさせていただきます）

## 認定審査

申請書を提出いただいた後、JECA 審査委員会で審査し、推薦状を発行します。

さらに、ガイダンスカウンセラー認定委員会（SC 協）で厳正に審査し、合否を判定します。

合格者には認定証を作成、送付します。（※ID カードは希望者のみ。作成料 2000 円頂戴します）

認定に要する期間は申請後、4 か月程度（したがって 1 月下旬に通知予定となります）

## 資格有効期間

資格有効期間は 10 年間です。資格更新の規程についてはホームページ（<http://jgca.info/>）をご覧ください。

### 書類等送付先

〒112-0012

東京都文京区大塚 1-4-15

電話：03-3941-8049

NPO 日本教育カウンセラー協会 GC 係

メール：jim@jeca.gr.jp